

令和5年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	12番	山本	暁子
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内	敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷	隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田	和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森	潔
〃	7番	小林照美	〃	17番	福安	修
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永	正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上	信温
〃	11番	河毛早苗				

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 8名)

旧市	太田忍	せんだい	森本寿夫
邑美	有本知勝	湖東	村上文夫
邑美	山根昌博	国府町	福田克彦
せんだい	有田裕	気高町	居川春好

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第43号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第44号	非農地証明について
議案第45号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第46号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和5年度第7回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号17番の福安委員から遅れる連絡がありました。現在のところ、19名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号7番 小林(照)委員、9番 小林(光)委員にお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	全部で3件あります。 整理番号31番は、気高町下坂本で売買による所有権移転、 整理番号32番は、桂木で売買による所有権移転、 整理番号33番は、久末で売買による所有権移転です。 譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。
議長	それでは、整理番号31番を審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居川委員	第3条許可申請について、譲受人の実態調査をしました。農機具とかいろいろな機具に対しては、整っていると思います。 現在、2町8反くらいの作付けをしております。申請地の周りには(耕作)放棄地はありません。以上です。
議長	引き続きまして、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	10月2日、譲受人、推進委員2名と事務局と私の5名で現地確認を行いました。 ほぼ、3町近い田んぼを作っておられまして、機械としては、大型トラックが1台、中型トラックが1台、5条植えの田植え機、3条刈りのコンバインを保有されておられます。それ以外に乾燥機を自前で持っておられまして、粃摺り機も持っておられます。 田植えから刈り取りまで、すべて一貫した作業をやっておられます。 今回、この土地を申請された理由は、自分の持っている田んぼの通り道にあって、借りるということはせずに、作る以上は、自分の田んぼで作りたいということです。 米作りを積極的にやっている方だと感じました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号32番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員	10月2日、私と農業委員と事務局で譲受人の農地を見て回りました。まるっきり何にもしておられません。現在持っている農地をほったらかしにしている人は、新規に畑を求めて、畑作をするような人ではございません。もう、これはダメだと、3人で現地に行って話をしたようなことでございます。 この度の申請についても、(耕作)放棄地があり、次に畑を求めるような状態ではない。これは、不許可だと3人で話をして現地から帰ったわけです。
議 長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員	ただ今、有本委員が詳しく説明されました。 現在、耕作されておられると思う所も、現地確認、3人でしてきました。現地で雑木が生えていて、残土が若干捨ててあるような形跡も見受けられたということで、売買を承認することは、農地法上、好ましくないと私共は、判断しております。 皆さん方の意見を聞きながら、今後、方向付けをしていきたいと思っております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	担当の推進委員、農業委員さんの報告では、譲受人所有の農地は、耕作されていない農地があったということで、全部効率要件という農地法3条の要件には、該当しないということで、不許可が相当でないかというご意見をいただきました。 それでは、採決を取りたいと思っておりますけど、賛成の方の挙手を取りたいと思っております。 この案件を賛成の方、通してもよいと思われる方は、挙手をお願いします。ありませんね。 それでは、反対が多数ということで、この案件につきましては、不許可ということで決定したいと思います。よろしいでしょうか。 (はいの声有り)
議 長	それでは、整理番号32番につきまして、不許可ということで決定いたしました。 続きまして整理番号33番を審議します。担当推進委員、山根委員の報告をお願いします。
山根委員	10月2日、事務局、農業委員の下田さん、私、そして譲受人と4名で現地確認をしました。 (申請地の)圃場は、譲受人の所有の圃場の隣でして、譲渡人の親父さんが早くに亡くなられて、管理が難しいということで、譲り受けられるようです。 (申請地の)圃場は耕作していませんけど、譲受人が好意で草刈りをして、今では、とてもきれいです。 取得後は、畑として使用したいということでございます。
議 長	引き続きまして、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員	この案件は、妥当だと判断しております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号33番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>以上で議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。</p> <p>続きまして議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>整理番号5番の1件でございます。</p> <p>整理番号5番、申請地は青谷町小畑、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p>
議 長	<p>整理番号5番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。</p>
竹 森 委 員	<p>9月29日に五十畑推進委員、事務局、申請人と私の4人で現地確認を行いました。現地は、北・西側は砂防ダム、東側は崖、南側は道路であります。中山間地域の奥に当たり、山に向かって荒地や小さい田んぼであります。周辺の農地の営農状況に支障はありません。転用目的も妥当と認められる。</p>
議 長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。</p> <p>以上で議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。</p> <p>続きまして議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>整理番号21番から一時転用の5番の2件でございます。</p> <p>整理番号21番は、申請地は長谷、転用目的は残土置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>一時転用の整理番号5番、申請地は上味野、転用目的は工事用仮設道路、一時転用期間は許可日から令和6年3月31日、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。</p>
議 長	<p>整理番号21番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。</p>
有 田 委 員	<p>10月2日に建部農業委員、事務局、私の3人で現場確認を行いました。国道53線河原バイパスを整備するときに残った三角形の土地です。申請人は親子です。台風8号による土砂を置くとのこと。建築物を建築しないことを譲受人に確認しております。東側は同じように耕作しにくく原野化していますし、残りは道路用地であり問題はありません。大井手土地改良区からの意見書あり、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。</p>
建 部 委 員	<p>有田推進委員が、詳しく説明されたので、何もありませんので、よろしく願いいたします</p>
議 長	<p>質問、意見はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号21番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号5番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		10月2日に農業委員、事務局、私の3人で現地確認を行いました。鳥取市発注の工事による一時転用で、チェック項目に照らし合わせても問題ありませんでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		何も言うことはありませんので、よろしく願いいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 一時転用での整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第43号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		本日は、農政企画課の担当が来ておりますので、担当者から詳しい説明はさせていただきます。
農政企画課		農用地区域への編入が1件、農用地区域からの除外が2件の計3件でございます。 編入は、鳥取1、土地の所在は上原、具体的な理由等は昭和52年の圃場整備事業後から水田をして利用してきていましたが、農振区域外であったため、今回編入し、中山間等直接支払いの対象農地に含めることにするためです。 除外は、鳥取2、土地の所在は賀露町南三丁目、具体的な理由等は分家住宅の設置です。 鳥取3、土地の所在は湖山町南四丁目、具体的な理由等は市街化区域のため、本来なら除外されなければならない土地であるためです。
議	長	鳥取1から協議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。
宮本委員		10月2日に農業委員、事務局、私の3人で現地確認を行いました。上原地内の狭い谷間です。今年の収穫は終わっており、周辺は原野化した田んぼや果樹園でしたが、耕作を続けられており、編入することに何ら問題と思いません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		宮本推進委員が説明されたとおりです。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。

		鳥取1につきまして、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 鳥取2を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員		設置者と所有者は親子であります。9月27日に川上農業委員、私と所有者の3人で確認を行いました。この土地を選んだ理由は、別の土地はここより大きく、周辺が農地のため、県道や住宅に隣接している場所を選定し、住宅を建てるのに必要な面積だけ除外するとのことです。隣接耕作者、土地改良区からの同意も得られておりますので、問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		村上推進委員の報告されたとおりで、追加することはありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 鳥取2につきまして、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 鳥取3を審議します。担当推進委員、山根委員は欠席ですので、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		9月29日に山根推進委員と現地確認しました。瀬地区で牧草を植えている田ですが、昭和45年から市街化区域になっていました。所有者は昨年に相続したのですが、農業できないので手放したいということで、不動産業者に話をしたところ市街化区域と農振地域が重なっていたことがわかったものです。県に確認し、鳥取市から除外申請されたら除外できるということで、今回申請されたものです。
議	長	質問、意見はありませんか。
山 田 委 員		資料の10ページに空欄が多いが、本当に良いのか。
農 政 企 画 課		県から申出者は鳥取市でよいということから、空欄にしておりました。
山 田 委 員		申出人が鳥取市ということがわからない。
事 務 局		議案提案のとおり、鳥取市から鳥取市であるために空欄になっています。
議	長	鳥取市からと分かりにくいので、検討をお願いします 質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 鳥取3につきまして、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第43号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。

		引き続き議案第44号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号79番から81番までの全部で3件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長		整理番号79番を審議します。担当推進委員、福田（克）委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		10月3日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地は、市街化区域です。20年以上前から耕作しておらず、現在は店舗になっているという状況です。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となりますので、承認しても問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号79番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号80番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		9月28日に農業委員と事務局、申請者の方は県外におられるので代わりに申請者の弟さんと4名で現地確認をしました。申請地は、昭和40年代に農機具小屋となっており、宅地化しておりました。チェックシートに照らし合わせて、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当するので、問題ないと判断しました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号80番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号81番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の小林（光）委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		10月2日に推進委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、何も耕作されておらず、雑草や灌木等が生い茂っておりました。聞くところによると、お父さんが亡くなってから、平成9年頃から何も作っていないという状況です。以上で報告終わります。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号81番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。</p> <p>以上で議案第44号「非農地証明について」を終了します。</p> <p>続きまして議案第45号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局長から、令和5年10月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>利用権を設定しようとするものが、新規 8件、更新 6件、計 14件、面積は、田 25, 583㎡で、畑 4, 621㎡、計 30, 204㎡です</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権 9件、使用貸借による権利 5件となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>議案第45号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第45号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第46号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 24, 527㎡、畑 2, 798㎡、計 27, 325㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 7件、使用貸借による権利 8件の合計 15件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第46号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p>

議	<p>(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p> <p>長 無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第7回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後2時35分</p>
---	---